

水道管向け塗料に関する
不適切な行為への対応に関する
要望書

大 阪 市 水 道 局
堺 市 上 下 水 道 局
大阪広域水道企業団
京 都 市 上 下 水 道 局
神 戸 市 水 道 局
阪 神 水 道 企 業 団

令和4年3月10日

今般明らかになった、神東塗料株式会社の不適切行為による水道管向け塗料の貴協会品質認証の不正取得事案（以下、「本件事案」という。）については、水道水の安全に対する信頼を損なうとともに、喫緊の課題である管路更新の推進にも影響を与えるものであり、あってはならない由々しき問題です。私ども水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、こうした不適切行為に基づく塗料が貴協会の認証品として広く普及していたという事態に大きな衝撃を受けるとともに深く憂慮しており、二度とこうした事態が生じることのないよう、万全の対策が速やかに講じられる必要があると考えています。

また、貴協会におかれましても、本件事案については、貴協会が運営されている認証制度に対する社会的信頼を揺るがしかねない極めて重大な事態であると受け止めておられることと思料いたします。

貴協会におかれましては、原因の究明及び再発防止に向けた品質認証業務の検討等を行っていくこととされており、私ども水道事業者等として、大いに期待するとともに、その内容及び結果について、重大な関心を持っているところです。

つきましては、利用者に安全で安心できる水道水をお届けする責任を有する水道事業者等として、貴協会が実施される原因の究明及び再発防止に向けた品質認証業務の検討等に当たって、次の事項について十分に御留意いただき適切に対応されるよう要望いたします。

記

1. 不適切な塗料の認証を未然に防止することができなかった原因の徹底究明

本件事案については、貴協会が認証に当たって関係法令や内部規定に則り適正に検査等をされてこられたところであり、不適切行為を行った神東塗料株式会社の責任が厳しく追及されるべきであることは当然であるが、品質認証制度の信頼性を確保・向上していくためには、今後もこうした不適切行為による認証の不正取得が行われる可能性があることを前提に、不適切行為が行われた場合であっても、貴協会において認証の付与を未然に防止する仕組みの構築が求められると考えられる。

本件事案の原因究明に当たっては、不適切行為に至った原因だけでなく、不正取得を未然に防止できなかった原因について徹底的に究明すること。

2. 不適切な塗料の認証が二度と行われることがないようにする実効性のある再発防止策の速やかな実施

再発防止策の検討に当たっては、1. に記載した観点から究明した原因を踏まえ、今後もこうした不適切行為による認証の不正取得が行われる可能性があることを前提に、不適切行為による申請に対する貴協会の認証が二度と行われることがないように実効性のある方策を検討し、速やかに実施すること。

なお、貴協会による対応だけでは限界があり、不適切行為自体を抑止することが必要とされる場合には、水道水の安全性は、人体へ影響する極めて重要なものであり、確実に担保される必要があることから、法的な規制等の行政上の対応を求めることも含めた実効性のある対応策を検討し、速やかに実施すること。

3. 水道水の利用者に対する説明責任を果たすために必要となる情報の迅速・適切な提供

私ども水道事業者等は、貴協会による品質認証を受けた製品のエンドユーザーとして、利用者に安全で安心できる水道水を供給する責任を負っており、本件事案についての利用者の不安に応える必要がある。

このため、水道事業者等が水道水の利用者に対する説明責任を着実かつ的確に果たすことができるよう、水道事業者等の求めに応じて、本件事案に係る安全性に関する情報や原因究明・再発防止策の検討に関する情報を迅速・適切に提供すること。

以上

